

付屬資料  
環境用語集・環境年表

# 環境用語集

## [A-Z]

### BOD(生物化学的酸素要求量):

**Biochemical Oxygen Demand)** —————  
有機物による汚れの度合いを表す指標の一つ。微生物の働きで有機物(汚泥)を分解するときに消費される酸素の量。数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

### CO(一酸化炭素)

→ 112 ページ

### COD(化学的酸素要求量:Chemical Oxygen Demand) —

有機物による汚れの度合いを表す指標の一つ。汚濁物質などを酸化剤で酸化するときに消費される酸素の量。数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

### DO(溶存酸素量:Dissolved Oxygen) —————

水中に溶けこんでいる酸素の量のこと。河川や海域の自浄作用や魚類などの水生生物の生存には欠くことのできないもので、きれいな河川水中には普通1L中に7~14mg程度あるが、有機物の流入量が多くなり、汚濁が進行すると減少する。

### HFC(ハイドロフルオロカーボン) —————

代替フロン的一种で、オゾン層を破壊しないことから、冷媒、発泡剤、エアゾールなどに使用されている。二酸化炭素の140~11,700倍の温室効果を持つ。

### ISO14001 —————

国際標準化機構(ISO)が規定した、環境に関する国際規格。企業や自治体が環境への負荷を軽減する活動を継続的に実施するためのしくみについての規定。これに沿って環境管理システムを構築し、審査をへて、認証を取得する。

### NEDO(New Energy Development Organization) —

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構。石炭液化・太陽電池など代替エネルギーの開発などを旨とする政府出資機関。

### NO<sub>2</sub>(二酸化窒素)

→ 114 ページ

### NO<sub>x</sub>(窒素酸化物)

→ 114 ページ

### O<sub>x</sub>(光化学オキシダント)

→ 113 ページ

### PM<sub>2.5</sub>(微小粒子状物質)

→ 115 ページ

### PFC(パーフルオロカーボン) —————

水素も塩素も全く含まない非常に安定したフッ化炭素系化合物。オゾン層は破壊しないが、二酸化炭素の6,500~9,200倍の温室効果を持つ。

### pg(ピコグラム)

1ピコグラムは、1兆分の1グラム。

### pH(水素イオン濃度指数)

酸性、アルカリ性を示す指標で、7を中性とし、7より小さければ酸性、大きければアルカリ性である。

### ppm(parts per million) —————

濃度を表す単位で100万分の1のこと。例えば、1m<sup>3</sup>の大気中に1cm<sup>3</sup>の硫化水素が含まれる状態や、水1トンの中に汚濁物質が1g混じっている場合を1ppmと表わす。なお、1ppb(parts per billion)は10億分の1のこと。

### PRTR(環境汚染物質排出・移動登録):

### Pollutant Release and Transfer Register) —————

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)において定められた制度。対象事業者が人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質について、どのような発生源から、どのくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを自ら把握し、年に一度届出を行い、国がそのデータを集計し、公表する仕組み。

排出量として大気への排出、公共用水域への排出、土壌への排出、埋立処分4つ、移動量として下水道への移動量、廃棄物としての移動量(事業所外への移動量)の2つに分けられる。

### PTPS(Public Transportation Priority System) —

公共車両優先システムのこと。バスに搭載した車載器(赤外線発信器)と交差点付近に設置した公共車両センター(光ビーコン)によってバスの接近を感知し、バスを優先的に通過できるように青信号を延長するなどしてスムーズに通過させるシステム。

### SF<sub>6</sub>(六フッ化硫黄)

→ 115 ページ

### SO<sub>2</sub>(二酸化硫黄)

→ 114 ページ

### SO<sub>x</sub>(硫黄酸化物)

→ 112 ページ

### SPM

### (浮遊粒子状物質: Suspended Particulate Matter) —

→ 115 ページ

### SS(浮遊物質: Suspended Solids) —————

水中に浮遊している物質の量

### TEQ(毒性等量: Toxicity Equivalency Quantity) —

ダイオキシン類の毒性は、その種類によって異なるので、最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの毒性の強さに換算して示すこととなっており、その換算値であることを表すため「TEQ」(ティー・イー・キュー)という記号で表示する。例えば、ダイオキシン類の水質環境基準は1pg・TEQ/Lと表される。

### VOC(揮発性有機化合物:

### Volatile Organic Compounds) —————

→ 113 ページ

### WECPNL(Weighted Equivalent Continuous

### Perceived Noise Level) —————

加重等価平均感覚騒音レベルのこと。航空機騒音の評価のために考案されたもので、航空機騒音の大きさ、昼夜の別等を加味した騒音のうるささの単位である。

### WFP(国連世界食糧計画)

WFP 国連世界食糧計画は国連唯一の食糧援助機関であり、かつ世界最大の人道援助機関。飢餓と貧困の撲滅を使命として1961年に設立が決定され、1963年から正式に活動を始めた。WFPの活動資金は、各国政府からの任意拠出金と民間企業や団体、個人からの募金で賄われている。

## 【あ】

### 赤潮

海域で特定のプランクトンが大量に発生し、かつ水面近くに集積することによって、海水が変色する現象。海水中の窒素、燐等の栄養塩類濃度、自然条件の諸要因が相互に関連して発生すると考えられている。

東京湾では、春から夏にかけて水温が上昇し日照時間が長くなると植物プランクトンが増殖し、赤潮が発生しやすい。

### アスベスト

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物の総称。アスベストは、耐熱性、耐薬品性、抗張力、耐摩耗性、絶縁性等の諸特性に優れているため、建設資材、電気製品、自動車、家庭用品等3,000種を超える利用形態があるといわれている。その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や飛散しやすい吹付けアスベストなどの除去等において所要の措置を行わないとアスベストが飛散して吸入してしまうおそれがある。現在問題となっているアスベストは、主に①クリソタイル(白石綿)、②クロシドライト(青石綿)、③アモサイト(茶石綿)④トリモライト⑤アンソフィライト⑥アクチノライトの6つである。

### アマモ

波の穏やかな浅い砂泥の海底に生える多年草。ワカメなどの海藻類とは異なり、花を咲かせ実をつける単子葉植物で、見た目は稲によく似ている。草丈は1~2mで、種子のほか、地下茎で繁殖する。

### アメニティ(amenity)

豊かな緑、さわやかな空気、静けさ、清らかな水辺、美しい町並み、歴史的な雰囲気など、身の回りのトータルな環境の快適さのこと。主に都市計画で用いられる事が多い。

### 硫黄酸化物(SOx)

重油や軽油あるいは石炭を燃焼する際に、燃料中に含まれる硫黄が空気中の酸素と反応して生成されるもので、大部分が二酸化硫黄として排出される。

この二酸化硫黄は、直接あるいは粒子状物質に吸着した状態で人体に取り込まれ、呼吸器疾患の原因になったり、動植物に被害を及ぼしたりする。主な発生源は工場・事業場の燃焼施設、ディーゼル自動車や船舶等。

### 一降水全量

降り始めから降り終わりまでの一雨を示す。

### 一酸化炭素(CO)

炭素または炭素化合物が不完全燃焼した場合に生じる無色・無臭の気体。血中のヘモグロビンと簡単に結合し、血液の酸素輸送を阻害し、細胞での酸素利用を低下させる。頭痛、耳鳴り、吐き気等が出現し、濃度が高いと生命が危険となる。このため環境基準が設定され、「大気汚染防止法」(昭和43年)に基づき自動車排出ガスの中の一酸化炭素の排出量について許容限度を定め、規制を行っている。

### 一般環境大気測定局

大気汚染防止法第22条に基づいて、環境大気の大気汚染状況を常時監視(24時間測定)する測定局のうち、自動車排出ガス測定局以外の測定局のこと。

### 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

### エコドライブ

窒素酸化物(NOx)等の排出削減による大気汚染防止や、ガソリン等の燃料使用量の削減による地球温暖化防止に効果のある「環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用」のこと。国では「ふんわりアクセルスタート」や「加減速の少ない運転」、「無用なアイドリングをやめる」などの10項目を「エコドライブ10のすすめ」とし、自治体や関係機関でもそれらの普及に努めている。

### 屋上緑化

建築物の屋上に植物を植え、緑化すること。ヒートアイランド現象の緩和、建物への日射の遮断(省エネルギー効果)、二酸化炭素や大気汚染物質の吸着機能などの効果がある。

### 汚泥消化ガス

消化タンク(微生物の働きにより下水汚泥中の有機物を分解するためのタンク)内で下水汚泥中の有機物が分解され発生するガスのこと。メタン60~70%、炭酸ガス30~40%により組成され、そのほかに窒素・水素・硫化水素をわずかに含む。

### 温室効果ガス

地球温暖化の原因となる温室効果を持つ気体のこと。大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

## 【か】

### 外来生物法

正式名称は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」といい、生態系、人の生命・身体、農林水産業に悪影響を与えるもの、与えるおそれのある侵略的な外来生物を特定外来生物として指定し、その飼育、栽培、保管、運搬、販売、譲渡、輸入といった取扱いを規制するとともに、防除等を行うことで、特定外来生物による被害を防止することを目的とし、平成16年6月に公布され、平成17年6月から施行された。

### ガスコージェネレーション

ガスを燃焼させ発電を行うとともに、その際に発生する排気ガスや冷却水によって回収された熱を温水や蒸気の形で取り出し利用するもの。電気と熱を同時に利用するため、70~80%の高い総合エネルギー効率を実現。

### 環境アセスメント(環境影響評価)

土地の形状の変更、工作物の建設等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、及びこれに対する意見を求め、これらの事業の実施に際し、公害の防止、自然環境の保全、歴史的・文化的遺産の保全その他の環境保全の見地から適正な配慮がなされる手続等をいう。

### 環境会計

企業等が持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的(貨幣単位又は物量単位)に測定し、伝達する仕組み。

### 環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められるもの。大気汚染(二酸化窒素の大気中の濃度の基準など)、水質汚濁・地下水(カドミウムの水中の濃度の基準など)、土壌汚染(カドミウムの土壌から溶出する量の基準など)、騒音(住居用地域の時間帯ごとの大きさの基準など)及びダイオキシン類(大気中の濃度の基準など)について環境基準が定められている。環境基準は、国や地方公共団体が公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められているものであり、公害発生源を直接規制するための基準(いわゆる規制基準)とは異なる。

### 環境保健サーベイランス調査

長期的かつ予見的観点をもって、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察し必要に応じて所要の措置を講ずるためのシステム。

### 環境ホルモン

「外因性内分泌攪乱化学物質」のことで、動物の生体内に取り込まれた場合、本来、その生体内で営まれている正常なホルモンの作用に影響を与える外因性の物質を示す。

## 環境マネジメントシステム

環境マネジメント(環境管理)は、企業などの事業者が、法令などの規制基準を遵守することにとどまらず、自主的・積極的に環境保全のための行動をとるための仕組み。ISO14000シリーズという環境マネジメントシステムとは、企業などの事業者が環境保全に関する方針、目標、計画などを定め、これを実行・記録し、その実行状況を点検して方針などを見直すという一連の手続きを指しており、また、一連の環境マネジメントシステムの中で、自主的な環境管理の実行状況の点検作業を環境監査と呼んでいる。

## 規制基準

法律又は条例に基づいて定められた公害の原因となる行為を規制するための基準であり、工場等はこの基準を守る義務が課せられている。大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法では「排出基準」、水質汚濁防止法では「排水基準」、騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法では「規制基準」という用語が使われている。

## 京都議定書

1997年12月、地球温暖化防止京都会議において採択され、2000年以降の先進各国における温室効果ガスの削減目標や国際制度について定めている。我が国においては、2008～2012年の間に、温室効果ガスを1990年レベルで6%削減することが求められている。日本は平成14年(2002年)6月4日、閣議で京都議定書の締結を決定した。その後、平成17年(2005年)2月16日、前年のロシアの批准を経て、京都議定書が正式に発効した。

## 揮発性有機化合物

### (VOC :Volatile Organic Compounds)

トルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称であり、塗料、インキ、溶剤(シンナー等)などに含まれるほかガソリンなどの成分になっているものもある。光化学オキシダント発生要因のひとつと言われている。

## 狭あい道路

幅員4メートル未満の道で、一般交通の用に供されているものをいう。市では「横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例」に基づき、整備促進路線に指定した狭あい道路を中心として、拡幅整備の助成金の交付や市による舗装整備を行っている。

## グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境のことを考え、環境への負荷が出来るだけ小さいものを優先して購入すること。

## 下水道普及率

市内の人口のうち、水洗化可能な地域に住む人の割合をいう。

## 健康項目

水質汚濁に係る環境基準で、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準として設定された項目をいう。これには、カドミウム、鉛、水銀等の重金属やトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有機塩素系化合物等26項目あり、基準値は項目ごとに定められている。

## 光化学オキシダント(Ox)

光化学スモッグの指標となり、工場や自動車などから排出される窒素酸化物と光化学反応性の高い揮発性有機化合物(VOC)等が、太陽エネルギーを受けて光化学反応を起こして生成される二次汚染物質であり、その濃度が高くなると人体や動植物に被害を与える。

## 光化学スモッグ

夏季に多く日射が強くて、風の弱い日に光化学オキシダントが大気中に滞留した結果、空が霞んで、白いモヤがかかったような状態になることを「光化学スモッグ」が発生しているという。その影響は目やのどの粘膜を冒し、植物被害や視覚障害など広範囲にわたる。

## 公共下水道

主として市街地における雨水を排除するとともに、人間の生活活動や、生産活動により発生する汚水を主として道路の地下に敷設した管きょ(大部分が暗きょ)で排除し、終末処理場で処理または流域下水道に接続するもので、事業主体は原則として市町村である。

## 公共用水域

水質汚濁防止法で「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路をいう。ただし、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの並びにその流域下水道に接続している公共下水道は除く。」とされている。

## 固定発生源

ボイラー、金属加熱炉、ガラス溶融炉、廃棄物焼却炉等のばい煙発生施設及び鉱物、土石の堆積場、ベルトコンベア等の一般粉じん発生施設のように発生源が固定されている工場・事業場が該当し、大気汚染防止法、市条例により、ばい煙及び粉じんの規制を実施している。物の働きで有機物(汚泥)を分解するとき消費される酸素の量。数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

## 【さ】

## 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

## 酸性雨

工場や自動車等から排出された硫酸酸化物、窒素酸化物等が、大気中で水分と反応して硫酸や硝酸となり、これが雨に溶けて酸性となった雨のこと。一般に、酸性雨とは「pH5.6以下の雨」をさし、この数値が小さいほど酸性が強いことを示す。

## 指定法人(容器包装リサイクル法に基づく指定法人)

国が、容器包装リサイクル法に基づき指定する再商品化業務を行う法人。現在は、財団法人日本容器包装リサイクル協会が指定されている。

## 自動車排出ガス測定局

大気汚染防止法第22条に基づいて、自動車排出ガスによる環境大気汚染状況を常時監視(24時間測定)する測定局。

## 遮熱性舗装

太陽光を反射し、舗装が吸収する熱量を少なくすることにより、舗装の温度上昇を抑制する舗装。

## 循環型社会

雨水の地中かんようや中水利用などの水の循環への配慮、生ごみの堆肥化、古紙や缶のリサイクルなど資源の循環などの仕組みや設備を備えたり、大気の循環を促す風の通り道や緑地の配置に配慮した都市構造を有する社会をさしている。

## 初期1mm降水

降り始め1mm目までの雨を示す。

## 新エネルギー

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令」において、経済性の面における制約から普及が十分でないものであって、その促進を図ることが石油代替エネルギーの導入を図るため特に必要であるとして定められているもの。

【対象】 太陽光発電・太陽熱利用・風力発電・バイオマスエネルギー(発電、熱利用、燃料製造)・廃棄物発電・廃棄物熱利用・廃棄物燃料製造・温度差エネルギー・雪氷熱利用・燃料電池・天然ガスコージェネレーション・クリーンエネルギー自動車

## 生活環境項目

水質汚濁に係る環境基準で、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として設定された項目をいう。これには、pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質、全窒素、全りん、全亜鉛の10項目がある。基準値は、河川、湖沼、海域別に、水道、水産、工業用水、農業用水などの水利用目的や水生生物の生息状況に応じて区分された類型ごとに定められている。

## 生物指標

指標となる生物(魚類、底生生物、水草、藻類、細菌類)の出現状況から河川や海域の水質を評価するもので、横浜市では3年ごとに調査をして、生物指標による評価を行っている。

## 生活排水

台所、洗濯、し尿浄化槽、風呂排水など家庭生活上排出される排水をいう。いわゆる下水。

## 全窒素

アンモニア性窒素などの無機性窒素とたんばく質などに含まれる有機性窒素の総量

## 全りん

りん酸やその化合物に含まれるりんの総量

## 総量規制

一定の地域内の汚染(濁)物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染(濁)物質許容排出量を割り当てて、この量をもって規制する方法をいう。

## 【た】

### ダイオキシン類

塩素を含む有機化学物質の一種で、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成12年1月15日施行)により、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)の3物質群と定義されている(単一の物質でないため、「物質群」としている)。ダイオキシン類の現在の主な発生源は、ごみ焼却による燃焼、製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排出ガスなどの様々な発生源があげられている。水に溶けにくく、油や溶剤には溶けやすい。また、常温では安定しているが、高温(800℃以上)ではほとんど分解する。

### 大腸菌群数

大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数をいい、一般に人畜の腸管内に生息している細菌であることから、人畜の排せつ物などによる汚れを表す指標となっている。指標は、河川水などは100mL中の大腸菌群数を最確数(MPN: Most Probable Number)で表す。

### 地球温暖化

現代の産業社会における多量の石炭や石油などの消費に伴い、二酸化炭素、メタン、フロン、亜酸化窒素などの温室効果ガスの排出量が増加することにより地球の平均気温が上昇することをいう。「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)の予測によれば、化石エネルギー源を重視しつつ高い経済成長を実現する社会では、2100年には地球全体の平均気温が2.4℃~6.4℃上昇し、海面水位が26~59cm上昇すると予測されており、生態系、食料生産をはじめ社会全体に広範囲かつ深刻な影響を及ぼすことが予測されている。

### 地産地消

地域で作られた旬の農作物を、その地域内で消費する考え方のこと。季節に応じた栽培であり、遠距離の輸送が必要ないことから、エネルギー消費に伴う二酸化炭素排出が少なく、地域の農業の活性化にもつながる。

## 窒素酸化物(NOx)

窒素酸化物は、一酸化窒素と二酸化窒素の合計で表され、物質が高温で燃焼する際に、空気や物質中に含まれる窒素が空気中の酸素と反応して生成されるもので、主な発生源は工場・事業場の燃焼施設や自動車である。発生源から排出される際には大部分が一酸化窒素であり、排出後に大気中に広がっていく過程で酸化され、二酸化窒素に変化する。

## 鳥獣保護法

正式名称は「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」といい、野生鳥獣の捕獲の際はこの法律に基づき、捕獲許可等の手続を経て実行しています。現在、ハクビシン・タイワンリス・カラスを含む35種の野生鳥獣については神奈川県から横浜市へ捕獲許可等の権限が委譲されています。

## テレメータ

環境の常時監視を行うため、各測定局の自動測定データをリアルタイムで収集、蓄積するシステムで、測定機、子局、通信回線(有線・無線)、親局及びコンピュータ等で構成されている。

## 土壌汚染

土壌中に重金属、有機溶剤、農薬などの有害物質が含まれ、自然環境や人の健康・生活への影響がある状態をいう。典型七公害の一つ。

## 【な】

### 二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)

硫黄又は硫黄を含有する燃料が燃えるとき発生する無色、刺激臭の気体。二酸化硫黄は、大気中で太陽光線により三酸化硫黄(SO<sub>3</sub>)に酸化される。主な発生源は重油を燃料とするボイラーである。

### 二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)

大気中の窒素酸化物の構成成分で、発生源はボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で酸化され二酸化窒素となる。二酸化窒素は、呼吸とともに人体に取り込まれ、呼吸器疾患の原因となることが知られており、環境基準が設定されている。二酸化窒素そのものが大気汚染物質であるが、光化学オキシダントの原因物質でもある。(→「窒素酸化物(NOx)」)

### 熱環境マップ

建物や自動車などの人工排熱や地表面の被覆の状況など、ヒートアイランド現象の発生要因が大気に与える影響(熱負荷)を示した地図。

### NEDO

日本の、新エネルギー総合開発機構。石炭液化・太陽電池など代替エネルギーの開発などを旨とする政府出資機関のこと。

## 【は】

### バイオマスエネルギー

生物体(バイオマス)を構成する有機物を固体燃料、液体燃料、気体燃料に変化させ利用するエネルギー。薪や木炭、家畜の糞などもそのひとつ。こうしたバイオマスエネルギーは、太陽エネルギーが植物により変換され生物体に蓄えられたものであり、化石資源とは異なり、再生可能なエネルギーである。

### 排出汚濁負荷量

水環境に流入する陸域から排出される有機物や窒素、りんの汚濁物質質量をいい、総量規制や廃水処理設備の設計の際に用いられる。一般的には、汚濁物質の時間あるいは日排出量で表わし、「汚濁負荷量=汚濁濃度×排水量」で計算する。工場や事業場などからの排水については、濃度による規制が多いが、たとえ濃度が小さくても排出量が大きければ環境に与える影響は大きくなるため、通常環境への影響を推定する場合は汚濁負荷量を用いる。算出された汚濁負荷量から環境浄化のための削減負荷量を逆算でき、総量規制をかけることができる。

## 排出基準

大気汚染防止法において工場などに設置されるばい煙発生施設で発生し、排出口から大気中に排出されるばい煙の量の許容限度をいう。現在排出基準の設定されている大気汚染物質として硫黄酸化物、ばいじん及び政令で指定されている有害物質(窒素酸化物、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、ふっ素、フッ化水素及びフッ化珪素並びに鉛及びその化合物)がある。

排出基準には国が定めた全国一律の基準と都道府県が一定の区域を限って条例で定める上乗せ基準とがある。

また、ダイオキシン類対策特別措置法においても特定施設の種類及び構造に応じて排出基準が定められている。

## 八都府県指定低公害車

首都圏の広域的課題について取り組む八都府県(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市)において定めた「八都府県低公害車指定指針」に基づき、電気自動車や燃料電池自動車、国土交通省低排出ガス車認定実施要領で、窒素酸化物(NOx)等の排出量が平成17年基準排出ガスレベルから一定量低減されている自動車を、「八都府県指定低公害車」として認定している。

## 微小粒子状物質(PM2.5)

浮遊粒子状物質(SPM)の中でも粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の物質を指す。粒子表面に様々な有害成分が吸収・吸着されており、呼吸器系の奥深くまで入りやすいことから、健康への影響が懸念され、平成21年に環境基準が制定された。

## ビオトープ(biotope)

生物を意味する「ビオ」と場所を意味する「トープ」を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味する。地域計画においては、計画上重要な生物の生息空間の意味で使われる。

生態系の保全の観点からは、個々にビオトープを整備(確保)するのではなく、生物の移動が確保できるようなビオトープネットワークの形成が重要とされている。

## ヒートアイランド現象

自然の気候とは異なる都市独特の局地的な気候のことで、都市に人口や経済活動、都市機能が集中した結果、空調機器による人工排熱、コンクリートの建物による蓄熱などにより、気温が下がりにくくなること。都市の周辺部に比べ気温が高い状態にあり、都心ほど気温が高くなる。等温線を描くと島のような形になることから、ヒートアイランドと呼ばれている。

## 非メタン炭化水素

### (NMHC:non-Methane hydrocarbons)

メタン以外の炭化水素の総称。光化学オキシダントの原因物質の一つ。

## 輻射(ふくしゃ)

車の輻(や)のように、ある一点から周囲に放射状に射出する意味です。「放射(ほうしゃ)」と同じです。

## 浮遊粒子状物質

### (SPM : Suspended Particulate Matter)

環境基準に定められている粒径 $10\mu\text{m}$ (0.01mm)以下の大気中に浮かんでいる微小な粉じんで、肺などに沈着すると呼吸器疾患の原因となる。その発生源には、地表から舞い上がった土壌や海塩粒子等の自然起源のものと、工場等の固定発生源や自動車・船舶等の移動発生源に由来する人工起源のものが、それぞれ発生源は複雑かつ多岐にわたる。さらに、大気中のガス状物質が物理的・化学的に変化して二次粒子が生成される。

## 粉じん

物の破砕、選別その他の機械処理や、堆積に伴って発生又は飛散する固体の粒子をいう。浮遊粉じんとは、粉じん、ばいじん及びこれらの粒子が大気中に排出された物と、大気中の二酸化硫黄、二酸化窒素から生成した硫酸塩、硝酸塩であって大気中に浮遊しているものをいう。

## 保水性舗装

舗装体内に保水された水分が蒸発し、水の気化熱により路面温度の上昇を抑制する性能をもつ舗装。

# 【ま】

## まちづくりコーディネーター

地域の住環境を維持・改善するために住民が自主的に行うまちづくり活動を支援するため、まちづくりの助言・指導を行う、市に登録された専門家。

## まちのルールづくり相談センター

住民発意による地区計画などのまちのルールづくりを全面的にバックアップするため、市の職員、まちづくりコーディネーターなどによる相談などを実施している。

## 水緑率

緑被率(樹林地・農地・草地)に、水面や緑に囲まれたグラウンドなどの面積を加えた、水・緑環境の総量を示す指標。航空写真を用い、樹林地、農地、草地、宅地内の緑(屋上緑化を含む)、公園、学校の校庭、街路樹や、河川、水路などの面積が市域面積に占める割合を算定するもの。

# 【や】

## 容器包装リサイクル法(正式名称:容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)

家庭から出るごみの6割(容積比)を占める容器包装廃棄物を資源として有効利用することにより、ごみの減量化を図るための法律。すべての人々がそれぞれの立場でリサイクルの役割を担うことを基本理念としており、消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化を行うことが役割となっている。

# 【ら】

## 粒子状物質(PM)減少装置

ディーゼル車から排出される粒子状物質(Particulate Matter:PM)を減少させる装置。PMは固体及び液体の粒のことをいい、工場などから排出される「ばいじん」や、物の粉砕などによって発生するもの「粉じん」、ディーゼル車の排出ガスに含まれるもの「黒えん」などがある。発がん性や気管支ぜんそくなど、人の健康への影響が懸念されている物質である。

## リスクコミュニケーション

市民、事業者、行政のすべての者が化学物質の環境リスクに関する正確な情報を共有し、相互理解と意思の疎通を図り、問題の改善を目指すこと。

## 緑被率

緑の現状を量的に示す指標の一つ。航空写真によって、空から緑の量をとらえる方法で、おおよその緑の量が把握できる。

## 六フッ化硫黄(SF<sub>6</sub>)

無色無臭の気体。空気を1としたときの比重は約5.1。熱的、化学的に安定で、耐熱性、不燃性、非腐食性に優れているため、変圧器などに封入される電気絶縁ガスとして使用される他、半導体や液晶の製造工程でも使われている。二酸化炭素の23,900倍の温室効果を持つ。

## ロンドン条約

「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」(ロンドン条約)は、国際的に海洋投棄に関する規制を取り決め、陸上発生廃棄物の投棄による海洋汚染の防止を目的として、1972年(昭和47年)に採択され、1975年(昭和50年)に発効。日本は1980年(昭和55年)に批准。

# 環境年表

時代	和暦	西暦	世の中の主なできごと◎ ※横浜の出来事は●	横浜の環境のできごと	環境分野の主なできごと
昭和	20	1945	◎ポツダム宣言受諾 ●横浜大空襲		
	22	1947	◎日本国憲法制定		
	24	1949	◎湯川秀樹が ノーベル物理学賞 受賞 ●第4回国民体育大会会場として 三ツ沢公園を開設 ●日本貿易博覧会		
	26	1951	◎サンフランシスコ講和条約調印 ●野毛山遊園地(後の動物園) 開園		◎台湾リスが江ノ島から逃亡
	29	1954	◎ビキニで水爆実験 第五福竜丸が被曝 ●三渓園が横浜市に 譲渡・寄贈される		◎掃除法(清掃法)制定
	30	1955			◎イタイイタイ病、学会に発表
	31	1956	◎日ソ国交回復 ●政令指定都市となる		◎水俣病の存在、保健所に初報告
	32	1957	◎日本が国連へ加盟 ◎東海村原子炉で初の臨界		
	33	1958	●開港100周年祭		◎下水道法制定 ◎水質保全法制定 ◎工場排水規制法
	34	1959	◎伊勢湾台風被害 ●現在の市庁舎完成		
	36	1961	◎世界初の有人宇宙船(ソ連) ●氷川丸 山下公園に係留 ●マリントワー完成	●衛生局公衆衛生課に 公害担当者を配置 ●神奈川県事業場 公害防止条例指定	◎農業基本法制定 ◎四日市でぜん息患者が多く発生 ◎レイチェル・カーソン 「沈黙の春」出版
	37	1962	●中部下水処理場運転開始 ●港の見える丘公園開園		◎ばい煙規制法制定 ◎サリドマイド事件 ◎ベトナム戦争で米が枯葉剤作戦
	38	1963	●山下埠頭完成		
	39	1964	◎東京オリンピック開催 ◎東海道新幹線が開通し 新横浜駅開業	●横浜市公害対策協議会設置 ●全国初公害防止協定を締結 (電源開発磯子火力発電所) ●大気環境の常時測定開始	◎厚生省環境衛生局に 公害課を設置
	40	1965	◎朝永振一郎が ノーベル物理学賞 受賞		◎新潟県阿賀野川下流域の「第二 水俣病」を新潟県庁へ初報告
	42	1967			◎公害対策基本法制定
	43	1968	●人口200万人突破		◎大気汚染防止法制定 ◎カネミ油症事件
	44	1969	◎人類初の月面着陸(米国)		
	45	1970	◎万国博覧会開催(大阪)	●市議会に公害対策委員会設置	◎公害紛争処理法制定 ◎水質汚濁防止法制定 ◎廃棄物の処理及び清掃に 関する法律(廃掃法)制定
	46	1971		●神奈川県公害防止条例制定 ●廃棄物の処理及び 清掃に関する法律制定	◎環境庁設置法制定 ◎廃棄物処理法制定 ◎「大気汚染防止法」の改正と 「水質汚濁防止法」制定
47	1972	●飯島・上郷・下永谷・三保 市民の森を開設 ●こども自然公園を開設 ●市営地下鉄開通 (上大岡～伊勢佐木長者町) 横浜市電廃止 ◎札幌オリンピック開催	●廃棄物の中間処理・ 最終処分の用地等の設定に 関する指導要綱策定	◎国際連合人間環境会議 (ストックホルム会議) ◎ローマクラブ 「成長の限界」を発表 ◎自然環境保全法制定	

時代	和暦	西暦	世の中の主なできごと◎ ※横浜の出来事は●	横浜の環境のできごと	環境分野の主なできごと
昭和	48	1973	◎オイルショック ◎江崎玲於奈が ノーベル物理学賞 受賞	●横浜市公害被害者 救済事業基金条例制定 ●緑の環境をつくり 育てる条例制定 ●横浜市の環境目標を制定 ●有害物質を含む産業廃棄物の 処分方法に関する指導要綱施行	
	49	1974		●横浜市鉄道公害検討委員会が 鉄道騒音及び振動に係る 目標値設定 ●横浜市公害健康被害 認定審査会条例制定 ●横浜市公害健康被害 診療報酬審査会条例制定 ●横浜市公害被害者 保護規則制定	
	50	1975		●光化学スモッグと悪臭公害の 起因物質である炭化水素系 物質の蒸発・揮散を防止する 指導要綱施行 (57年11月「横浜市炭化水素系 物質対策指導要綱」に改訂) ●横浜市硫酸化物及び ばいじん対策指導要綱施行 ●横浜駅周辺地盤沈下対策 指導要綱施行 ●生物指標と水質達成目標を策定	◎水質汚濁に関する 総量規制検討委員会設置
	51	1976		●横浜市公害研究所 (現、環境科学研究所)の開所 ●横浜市工場騒音測定 指導要綱施行	
	52	1977		●横浜市窒素酸化物対策 指導要綱施行 ●横浜市公害健康被害者 保護事業に係る寄付金の 拠出に関する契約を締結	
	53	1978	◎新東京国際空港 (成田空港)が開港 ●横浜スタジアム開設 ●大通り公園、 根岸森林公園を開園	●廃棄物の処理用地等の設定に 関する指導要綱施行	
	54	1979	●こども自然公園内に 万騎が原ちびっこ動物園開園	●東京湾岸の六都県市により 「東京湾二次汚濁問題 広域連絡会」が発足	◎エネルギー使用の合理化に 関する法律(省エネ法)制定
	55	1980		●横浜市合成洗剤対策に 関する方針策定 ●横浜市環境影響評価 指導指針策定 ●環境庁と東京湾岸の六都県市 により東京湾富栄養化対策 連絡会発足	◎ラムサール条約 第1回締約国会議(カリアリ)
	56	1981	◎福井謙一が ノーベル化学賞 受賞		
	57	1982	●金沢動物園開園	●悪臭対策の暫定指導基準施行 ●東京湾富栄養化対策 指導指針を策定	
	58	1983	◎日本海中部地震		



時代	和暦	西暦	世の中の主なできごと◎ ※横浜の出来事は●	横浜の環境のできごと	環境分野の主なできごと
昭和	59	1984	●11の下水処理場全て稼働 ●下水道普及率60%	●横浜市生活系排水及び小規模事業所排水対策推進要綱施行 ●相模湾富栄養化対策指導指針を策定	◎ラムサール条約 第2回締約国会議 (フローニンゲン)
	60	1985	◎つくば科学万博開催 ●人口300万人突破	●産業廃棄物処理指導計画策定 ●新横浜駅及び戸塚駅周辺地盤沈下対策指導要綱施行 ●公害防止協定の魚類指標による暫定排水評価指針策定	
	61	1986	●横浜市自然観察の森を開設 ●コアラが金沢動物園に来園	●横浜市トリクロロエチレン等に関する指導要領策定 ●横浜市環境基本憲章策定 ●横浜市環境管理計画策定 ●横浜自然観察の森条例制定 ●横浜市工場等跡地土壌汚染対策指導要綱施行	◎チェルノブイリ原子力発電所事故 ◎伊豆大島三原山噴火
	62	1987	◎利根川進がノーベル医学・生理学賞 受賞 ●寺家ふるさと村開村	●横浜市自動車公害防止計画策定 ●公害対策局に自動車公害対策担当設置 ●横浜市自動車公害防止計画推進協議会設置	◎オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書採択 ◎ラムサール条約 第3回締約国会議(レジャイナ)
	63	1988	●海の公園を開設	●アスベスト(石綿)使用建築物の改修・解体工事暫定指導指針施行 ●横浜市動物園条例制定	
平成	元	1989	●横浜アリーナ・横浜美術館オープン ●金沢シーサイドライン・ベイブリッジ開通 ●市政100周年・開港130周年記念式典横浜博覧会開催 ●「市の花バラ」制定	●産業廃棄物処理用地の設定等に関する指導要綱施行 ●横浜市公共用水域の水質事故対策要綱施行 ●産業廃棄物の処分に関する指導要綱施行 ●平潟湾水質保全計画作成	
	2	1990		●鶴見川水系河川環境管理計画策定 ●横浜市環境保全基金条例制定	◎ラムサール条約 第4回締約国会議(モントルー)
	3	1991	◎湾岸戦争勃発	●「産業廃棄物処理指導計画」第2次計画策定 ●「産業廃棄物中間処理施設管理指針(建設廃棄物編)」作成 ●先端技術産業からの環境汚染を未然に防止するため「横浜市先端技術産業環境保全対策暫定指導指針」を策定	◎再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法) 制定 ◎廃棄物処理法改正 (マニフェスト制度の導入)
	4	1992	◎バブル経済崩壊 ◎環境と開発に関する国際連合会議(地球サミット)にてアジェンダ21採択 ●舞岡公園を開設	●横浜市環境保全施策基本構想検討委員会設置 ●横浜市環境保全活動推進委員会設置 ●環境保全活動助成制度の発足 ●横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例制定	◎国連環境開発会議(ブラジル・リオ)開催 ◎自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOx法)制定 ◎特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律制定
	5	1993	◎Jリーグ開幕 ●八景島開設 ●栽培収穫体験ファームを開設 ●横浜ランドマークタワー完成	●横浜市地盤沈下対策指導要綱施行 ●横浜市産業廃棄物処理用地の設定等に関する指導要綱一部改正 ●横浜市エネルギービジョン策定	◎環境基本法制定 ◎ラムサール条約 第5回締約国会議(釧路)

時代	和暦	西暦	世の中の主なできごと◎ ※横浜の出来事は●	横浜の環境のできごと	環境分野の主なできごと
平成	6	1994	●環境中のアスベスト濃度測定開始 ●ヒートアイランド研究に着手	●横浜市水環境計画 ゆめはま水環境プラン策定 ●横浜市フロン対策検討委員会設置 ●横浜市環境審議会設置 ●横浜市廃棄物跡地利用に係る指導要綱施行	
	7	1995	◎阪神淡路大震災 ◎地下鉄サリン事件	●横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例施行 ●横浜市地盤沈下対策指導要綱改正・施行 ●横浜市環境影響評価要綱施行 ●横浜市開発事業等の計画の立案に係る環境面からの調整等に関する要綱施行 ●横浜市窒素酸化物対策指導要綱改正 ●横浜市硫黄酸化物及びばいじん対策指導要綱改正 ●横浜市炭化水素系物質対策指導要綱改正 ●小規模固定型内燃機関に係る横浜市窒素酸化物対策指導基準改正 ●アスベスト(石綿)使用建築物の改修・解体工事指導指針改正 ●悪臭対策の暫定指導基準改正 ●横浜市工場跡地土壌汚染対策指導要綱改正・施行 ●横浜市生活系排水及び小規模事業場排水対策推進要綱改正・施行	◎生物多様性国家戦略を決定 ◎陸上活動からの海洋環境の保護に関する世界行動計画(GPA)を採択 ◎容器包装リサイクル法制定
	8	1996		●横浜市音環境配慮指針(やすらぎとうるおいのある音環境をめざして)策定 ●横浜市産業廃棄物処理指導計画第3次計画策定 ●横浜市地域冷暖房推進指針]施行 ●横浜市硫黄酸化物及びばいじん対策指導要綱改正 ●横浜市先端技術に係る環境保全対策指導指針施行 ●横浜市環境管理計画策定	◎ラムサール条約第6回締約国会議(ブリスベン)
	9	1997	●舞岡ふるさと村開村 ●横浜国際総合競技場竣工 ●経団連環境自主行動計画策定 ●ダイヤモンド・グレース号事件(東京湾タンカー油流出事故)	●横浜市緑の基本計画策定 ●深夜営業騒音対策ガイド策定 ●横浜市化学物質適正管理指針施行 ●横浜市焼却炉ばい煙等対策指導要綱施行 ●横浜市における七都県市指定低公害車購入要領制定	◎COP3(京都)開催にて京都議定書を採択 ◎環境影響評価法制定
	10	1998	◎長野冬季オリンピック	●横浜市自動車公害防止計画策定 ●環境エコアップマスタープラン策定	◎神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行 ◎COP4(ブエノスアイレス)開催 ◎環境庁「環境ホルモン戦略計画SPEED'98」発表

時代	和暦	西暦	世の中の主なできごと◎ ※横浜の出来事は●	横浜の環境のできごと	環境分野の主なできごと
平成	10	1998		<ul style="list-style-type: none"> <li>●横浜市環境保全行動計画 ～市役所の環境保全に向けた自主的な取組～を策定・実施</li> <li>●横浜市生活系排水及び小規模事業場排水対策推進要綱改正・施行</li> <li>●横浜市廃棄物処理施設生活環境影響調査専門委員会設置要綱施行</li> <li>●横浜市産業廃棄物処理用地の設定等に関する指導要綱改正</li> <li>●横浜市ダイオキシン類・環境ホルモン等調査検討委員会設置要綱施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎地球温暖化対策の推進に関する法律制定</li> <li>◎家電リサイクル法制定</li> </ul>
	11	1999	<ul style="list-style-type: none"> <li>●横浜動物園ズーラシア開園</li> <li>●横浜市繁殖センター開所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●横浜市環境影響評価条例施行</li> <li>●水環境マスタープラン策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎COP5(ボン)開催</li> <li>◎ラムサール条約第7回締約国会議(サンホセ)</li> <li>◎ダイオキシン類対策特別措置法制定</li> <li>◎特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律制定</li> </ul>
	12	2000	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎沖縄サミット開催</li> <li>◎白川英樹がノーベル化学賞 受賞</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平潟湾水環境保全計画策定</li> <li>●横浜市生活系排水及び小規模事業場排水対策推進要綱改正・施行</li> <li>●横浜市ダイオキシン類・環境ホルモン等調査検討委員会設置要綱改正・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎COP6(ハーグ)開催</li> <li>◎循環型社会形成推進基本法制定</li> <li>◎食品リサイクル法制定</li> <li>◎グリーン購入法制定</li> <li>◎建設リサイクル法制定</li> </ul>
	13	2001	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎米国で同時多発テロの発生</li> <li>◎野依良治がノーベル化学賞 受賞</li> <li>●横浜トリエンナーレ2001開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●横浜市産業廃棄物処理指導計画第4次計画策定</li> <li>●横浜市地球温暖化対策地域推進計画策定</li> <li>●横浜市動物園条例改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎COP7(マラケシュ)開催</li> <li>◎NOxPM法制定</li> <li>◎ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法制定</li> <li>◎環境省発足</li> </ul>
	14	2002	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎小柴昌俊がノーベル物理学賞 受賞</li> <li>◎田中耕一がノーベル化学賞 受賞</li> <li>●サッカーワールドカップ横浜で開催</li> <li>●赤レンガ倉庫オープン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針策定</li> <li>●横浜市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策指導指針施行</li> <li>●横浜市地球温暖化対策地域協議会設立</li> <li>●横浜市生活環境の保全等に関する条例制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎持続可能な開発に関する世界首脳会議(第2回地球サミット)</li> <li>◎COP8(ニューデリー)開催</li> <li>◎ラムサール条約第8回締約国会議(バレンシア)</li> <li>◎京都議定書批准</li> <li>◎温暖化対策法改正</li> <li>◎新エネルギー発電法制定</li> </ul>
	15	2003		<ul style="list-style-type: none"> <li>●横浜市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領改訂</li> <li>●横浜市役所地球温暖化防止実行計画策定</li> <li>●横浜市自動車公害防止計画5か年の事業計画(2002～2006)策定</li> <li>●横浜市生活環境の保全等に関する条例J施行(16年7月条例改正・施行)</li> <li>●エコハマ温暖化防止アクションプラン策定</li> <li>●横浜市ISO環境マネジメントシステム環境方針策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎COP9(ミラノ)開催</li> <li>◎土壌汚染対策法施行</li> <li>◎自然再生推進法施行</li> <li>◎環境教育推進法公布</li> <li>◎使用済自動車の再資源化等に関する法律施行</li> <li>◎PCB廃棄物収集運搬ガイドライン制定</li> <li>◎環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律一部施行</li> </ul>

時代	和暦	西暦	世の中の主なできごと◎ ※横浜の出来事は●	横浜の環境のできごと	環境分野の主なできごと
平成	15	2003		<ul style="list-style-type: none"> <li>●神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づくディーゼル車運行規制実施</li> <li>●横浜G30行動宣言</li> <li>●インドネシア政府林業省とのカンムリシロムク野生保護事業開始</li> <li>●野毛山動物園でゾウのハマコが死ぬ</li> </ul>	
	16	2004	●みなとみらい線開通	<ul style="list-style-type: none"> <li>●横浜市環境管理計画改訂</li> <li>●横浜市公園条例改訂</li> <li>●横浜市生活環境の保全等に関する条例改訂</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎COP10(プエノスアイレス)開催</li> <li>◎ヒートアイランド対策大綱の決定</li> </ul>
	17	2005	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎愛知万博「愛・地球博」開催</li> <li>◎マンション耐震偽装問題の発覚</li> <li>●横浜トリエンナーレ2005開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●横浜市環境教育基本方針制定</li> <li>●横浜市環境と地域経済の融合推進方針制定</li> <li>●横浜市環境影響評価条例規則一部改正</li> <li>●土壌汚染対策法に基づく汚染土壌浄化施設認定要綱施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎COP11・COP/MOP1(モントリオール)開催</li> <li>◎ラムサール条約第9回締約国会議(カンバラ)</li> <li>◎京都議定書発効</li> <li>◎自動車リサイクル法施行</li> </ul>
	18	2006		<ul style="list-style-type: none"> <li>●横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例改訂</li> <li>●横浜市地球温暖化対策地域推進計画改訂</li> <li>●市役所、全区役所及び環境科学研究所においてISO14001認証取得</li> <li>●横浜市水と緑の基本計画制定</li> <li>●環境と地域経済推進方針制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎COP12・COP/MOP2(ナイロビ)開催</li> <li>◎石綿被害者救済法公布</li> </ul>
	19	2007		<ul style="list-style-type: none"> <li>●横浜市役所地球温暖化防止実行計画改訂</li> <li>●ハマウイング完成</li> <li>●150万本植樹行動開始</li> </ul>	◎COP13(バリ) 開催
	20	2008	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎小林誠がノーベル物理学賞 受賞</li> <li>◎益川敏英がノーベル物理学賞 受賞</li> <li>◎南部陽一郎がノーベル物理学賞 受賞</li> <li>◎下村脩がノーベル化学賞 受賞</li> <li>●横浜トリエンナーレ2008開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●横浜市脱温暖化行動方針(CO-DO30)策定</li> <li>●環境モデル都市に選定</li> <li>●緑化地域制度の制定</li> <li>●ウガンダ共和国との野生動物繁殖技術協力事業開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎COP14/MOP4(ポーランド)開催</li> <li>◎ラムサール条約第9回締約国会議(昌原市)</li> <li>◎温暖化対策法改正</li> <li>◎省エネ法改正</li> </ul>
	21	2009	<ul style="list-style-type: none"> <li>●開国博Y150の開催</li> <li>◎エコポイントでグリーン家電の買い替え促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緑の環境をつくり育てる条例改正</li> <li>●緑化地域制度の改正</li> <li>●『横浜市役所環境行動宣言』を発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎COP15/MOP5(デンマーク)開催</li> <li>◎「グリーンニューディール」政策の世界的広がり</li> </ul>